

意見書

2021年8月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>P6. 第1章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証</p> <p>2. 光サービス卸における卸料金の検証</p> <p>(1)検証の結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年以降も「接続」と「卸役務」の検証を実施し総務省に報告する事について、賛同します。 ・2019年ベースで接続と光コラボの差額（概ね3割程度）に対し、運営費が掛かっているとしている事について妥当であるかについては、それぞれのコストについての確認した上で検証されるべきでないかと考えます。とりわけ卸のコストについて更なる精査、明確化をお願いしたいと思います。特に接続料で明確化されたそれぞれのコンポーネント毎に、卸に特化したコストについて明確化をお願いします。 ・例えば注文受付に関連する費用について、加入時の申し込みや工事に係る費用については工事費に含めて扱うべきではないか等、コストの付け方が適正であるかについても確認が必要と考えます。
<p>P7.(2)主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列検証において、2020年度の接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対して、卸料金が変わっておらずリンクが取れていない。卸と小売料金、卸と接続のリンクが思ったほどうまくいっておらず、接続料が下がっているのに卸料金が高止まりしており、リンクしていないとすれば、ここの代替性があまりないと言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会としましては従前より、総務省殿による卸料金の内容についての詳細な検証による透明性の確保を主張していましたが、今般の報告書はNTTの自己評価による管理を認めた上での報告書案となっており、遑っての主張は難しいかと思いますが、今後11月以降の卸料金の更なる低減を実現していく上でも現時点で行ない得る要望を述べたいと存じます。 ・小売料金から営業コストを除外する卸と原価を積み上げて算定する接続の料金を比較するのは一概にできるものではないことは認識しておりますが、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよいと考えます。 ・リンクしない理由が接続料以外の卸役務に特化したコストによるものであるならばそのコストは逆にはね上がっている事になりますし、そうで無いとすると、卸役務に特化したコスト以外のコストが卸料金に紛れ込んでいる可能性が高いと思われます。 ・NTT東西の人員が増加し、また事業者の要請への対処があったとしても、回線数は増加している中で1回線あたりのコストが上がるのであれば効率化の余地があると考えます。 ・研究会ではその他コストの内訳を開示いただき、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査いただきたいと考えます

	<p>・また卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにしていただきたいと考えます。</p>
<p>P30 第2章 フレキシブルファイバに求められる対応第2章 フレキシブルファイバに求められる対応 <接続制度の基本的な考え方を踏まえた整理></p>	<p>フレキシブルファイバの制度的な位置づけから丁寧に検討され、今般報告書にまとめられたことは、今後の適正性・公平性・透明性の確保につながるものと思います。</p> <p>また、現在卸で提供されているフレキシブルファイバが接続での提供になることで、接続料の透明性が向上することが期待できます。</p> <p>少なくともビル屋上のフレキシブルファイバについては、報告書 906～910 行目にあるとおり、工事費の幅も狭いものと思われるので、今後はより一歩踏み込み、接続約款に具体的な金額を記載することを求めていくことも検討いただきたいと思います。</p> <p>今後、フレキシブルファイバとして設置した設備の他事業者間での共用などの事例が増えることが想定されることから、その場合の創設費、接続料の負担のあり方、利用中止費の扱いなどについて明確に定めることが必要と考えます。その際、透明性の確保のため、接続約款に具体的に規定すべきと考えます。</p> <p>ルーラルエリアの光ファイバ整備について、フレキシブルファイバによる整備が当然になってしまうと、端末系光ファイバの接続料が都市部と地方で大きく異なってしまうことになり、地方の振興にとって悪影響になりかねません。また、光提供エリアは NTT 東西の判断であることから、フレキシブルファイバによる提供が一般化することで、カバーエリア拡大のインセンティブが働かないおそれもあります。エンドユーザ向けサービスはもちろん、携帯電話基地局も一般の消費者や地元企業向けのサービスに利用されています。このようなサービスが「個別の要望」として網改造料による個別設備とされるのは妥当ではなく、本来は基本的な接続機能として普通の光ファイバで提供することを前提に、費用負担のあり方を広く検討していただきたいと考えます。</p>
<p>P36 第2章 フレキシブルファイバに求められる対応 3. フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保等</p>	<p>1079～1091 行目で接続事業者から懸念が示されている通り、各社がフレキシブルファイバを適正・公平・透明な条件で活用することが必要です。特に、事業者間で差別的な取扱いが行われることがないように、総務省における十分な監督をお願いします。</p>

以上